

# 第 28 回

## 松江市開発審査会議案

令和5年12月22日(金)

松江市都市整備部都市政策課

## 第28回松江市開発審査会議事内容及び運営順序

### 《付議案件》

都市計画法第43条第1項の規定による許可(建築許可)について…2件

#### 議 第 1 号

項 目	内 容
申 請 者	松江市島根町大芦5707番地 社会福祉法人山陰家庭学院 理事長 澤 真吾
申 請 地	松江市東生馬町字井原37番12
予定建築物の用途	養護老人ホーム
該 当 基 準	松江市開発審査会運用基準12及び19

#### 議 第 2 号

項 目	内 容
申 請 者	松江市学園南二丁目5番13-203号 株式会社だんだんやま 代表取締役 石原 勝也
申 請 地	松江市新庄町字大谷1200番外46筆
予定建築物の用途	管理事務所、水質検査試験所、計量機受付所、倉庫、 休憩所、トイレ
該 当 基 準	松江市開発審査会運用基準19

### 《報告案件》

都市計画法第43条第1項の規定による許可(用途変更許可)について…1件

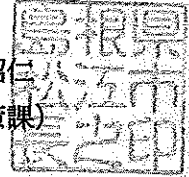
#### 報告 第1号

項 目	内 容
申 請 者	松江市八幡町880番地33 株式会社暹杜工業 代表取締役 江郷 信也
申 請 地	松江市法吉町字石流390番5、390番8、390番9
予定建築物の用途	専用住宅(非自己用)
該 当 基 準	松江市開発審査会運用基準15
許 可 日 ・ 番 号	令和5年5月19日 指令都開第12号

都 開 第 1 9 7 号  
令和5年11月29日

松江市開発審査会会長 様

松江市長 上定 昭仁  
(都市整備部都市政策課)



都市計画法第43条第1項の規定による許可について (付議)

このことについて、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定により、下記のとおり審査会に付議します。

記

1. 別紙議第1号のとおり
2. 別紙議第2号のとおり

1. 都市計画法第43条第1項の規定による許可（建築許可）

松江市東生馬町において、社会福祉法人山陰家庭学院が運営する養護老人ホームの建築について、開発審査会に付議するもの。

2. 申請者

松江市島根町大芦5707番地  
社会福祉法人山陰家庭学院  
理事長 澤 真吾

3. 申請区域の所在地

松江市東生馬町字井原37番12

4. 申請区域の面積

4,009.08平方メートル

5. 建築物の用途

養護老人ホーム

6. 建築物の面積

延べ面積 2,775.93平方メートル（木造2階建て）

7. 該当する基準

松江市開発審査会運用基準12、19に該当

1. 都市計画法第43条第1項の規定による許可（建築許可）

松江市新庄町において、株式会社だんだんやまが産業廃棄物処分業を行うために必要な管理施設の建築について、開発審査会に付議するもの。

2. 申請者

松江市学園南二丁目5番13-203号  
株式会社だんだんやま 代表取締役 石原 勝也

3. 申請区域の所在地

松江市新庄町字大谷1200番外46筆

4. 申請区域の面積

95,378.39平方メートル

5. 建築物の用途

管理事務所、水質検査試験所、計量機受付所、倉庫、休憩所、トイレ

6. 建築物の面積

延べ面積 96,72平方メートル（鉄骨造平屋建て）

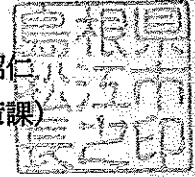
7. 該当する基準

松江市開発審査会運用基準19に該当

都 開 第 1 9 8 号  
令和5年11月29日

松江市開発審査会会長 様

松江市長 上定 昭仁  
(都市整備部都市政策課)



都市計画法第43条第1項の規定による許可について (報告)

このことについて、都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの規定及び松江市開発審査会特例措置基準により、下記とおり審査会に報告します。

記

1. 別紙報告第1号のとおり

1. 都市計画法第43条第1項の規定による許可（用途変更許可）

松江市法吉町において、株式会社遙杜工業が行う専用住宅から賃貸住宅への用途変更にかかる許可について、開発審査会に報告するもの。

2. 申請者

松江市八幡町880番地33

株式会社遙杜工業 代表取締役 江郷 信也

3. 申請区域の所在地

松江市法吉町字石流390番5、390番8、390番9

4. 申請区域の面積

248.16平方メートル

5. 建築物の用途

専用住宅（非自己用）

6. 建築物の面積

延べ面積 91.28平方メートル（木造平屋建て）

7. 該当する基準

松江市開発審査会運用基準15に該当

松江市開発審査会特例措置基準「開発審査会への事後報告」に該当

8. 許可年月日、許可番号

令和5年5月19日 指令都開第12号